第15回帯広市農業委員会議事録

1　開 催 日　　令和８年８月27日（木）

2　開催時間　　午後１時26分開会　　午後１時57分閉会

3　開催場所　　川西農業者研修センター

4　出席委員　　２５名

１番　梶川　毅	２番　荒川　満雄	３番　牧村　康弘
４番　鹿内　淳一	５番　森　耕一	６番　水野　真和
７番　増地　孝昇	８番　中村　光洋	９番　山本　裕慈
	11番　兒玉　康英	12番　大塚　敏幸
13番　飯田　暢弘	14番　山﨑　博之	15番　森　有宏
16番　岸塚　隆弘	17番　横川　和博	18番　野原　香織
19番　廣瀬　貢弘	20番　松金　栄治	21番　梶　宗徳
22番　辻　浩志	23番　落合　憲和	24番　河瀬　勉
25番　室﨑　公一	26番　吉田　利彦	

5　欠席委員　　１名

10番　工藤　美佐

6　議事録署名委員

７番　増地　孝昇　　８番　中村　光洋

7　議事内容

（１）報告第１号　農業委員会事務について
（２）報告第２号　現況証明書発行等に関する専決処分について
（３）報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について
（４）報告第４号　調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
（５）議案第１号　農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
（６）議案第２号　農地等の権利移動許可申請に対する決定について
（７）議案第３号　農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
（８）議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案の決定について
（９）議案第５号　農用地買入協議要請の決定について

8　傍聴人　　なし

9　事務局　出席職員

事務局長	橋向　弘泰	農地課長	廣川　英二
農地係長	清水　裕貴	農地係主任補	中島　俊喜

事務局長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第15回帯広市農業委員会を開会いたします。 （議長より、近況を含め挨拶） それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日１日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局長	報告いたします。 本日の出席委員は、25名です。 10番　工藤委員につきましては、欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、 本日の総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第　３.次第　にあるとおり、 報告が４件、議案が５件です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、 議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、７番　増地孝昇委員　、　８番　中村光洋委員 を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは報告案件に入ります。報告第１号につきましては、 事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。 また、報告第４号につきましては、関連する内容の議案第５号にて、 一括してご説明いたします。
議長	では、報告第２号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び 報告第３号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を 一括して報告いたします。 ７月分の調査結果について、横川調査委員長より報告をお願いします。
横川調査委員長	24日の調査ですが、２ページ　報告第２号　１　現況証明　附番17～20の４件 について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 次に、２　農地法第５条の転用に係る完了の確認　附番４の１件について 現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

	最後に、４ページ　報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）に ついてですが、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 第５回目の調査地区は昭和町　、幸福町　、　中島町 併せて、2,809ヘクタールの農地を調査しましたところ、 遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も 農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、７月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。 次に、８月分の調査結果について、中村調査委員長よりお願いいたします。
中村調査委員長	12日の調査ですが、３ページ　報告第２号　１　現況証明、附番21、22の ２件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 最後に、４ページ　報告第３号　農地利用状況調査（農地パトロール）に ついてですが、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 第６回目の調査地区は愛国町　、大正町（幸一） 併せて、1,331ヘクタールの農地を調査しましたところ、 遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も 農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、８月分の報告を終わります。
議　　長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	特に無いようですので、報告第２号及び第３号はこれで終わります。 次に、議案の審議に入ります。 議案第１号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」 を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （清水係長）	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、 その成立状況について、確認を求めます。 （議案第１号、附番15から附番20の６件の合意解約について朗読・説明） 以上、附番15から20の６件につきましては、農地法第18条第１項第２号に 該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議　　長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく 合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第２号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局 （清水係長）	農地法第３条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 （議案第２号、調査票に基づき朗読、説明。） 以上、附番11につきましては、 農地法第３条第２項の各号に規定されている 「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明･意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第３号　「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局 （清水係長）	農地法第５条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 （議案第３号、附番２の農業用施設の転用１件について、調査書に基づき朗読・説明）
議長	ありがとうございました。 それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番２について、梶川委員よりお願いいたします。
梶川委員	それでは申し上げます。「附番２」について、意見を申し上げます。 事務局の説明のとおり、格納庫建設に伴う、農地転用は止むを得ないものと考えます。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明･意見に対するご質問、 あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）

議　　長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を 議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （中島主任補）	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、 次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。 （議案第４号、１．農地売買等事業分　(1)所有権移転（買入） 附番８の１件について、(2)所有権移転（売渡）　附番７の１件について、 (3)賃借権の設定　附番３の１件について、調査書に基づき朗読・説明） （同、２．農地中間管理事業分　賃借権等の設定(1)借入　附番26～33 及び賃借権等の設定　貸付　の（１）附番29～36 について、調査書に基づき朗読・説明）以上につきましては、 地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第２１条に 基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。 なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を 定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに 認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。
議　　長	それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、 あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議　　長	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこないます。 なお、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、 会長専決により即日公告を行うこととします。 次に、議案第５号「農用地買入協議要請の決定について」 を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事　務　局 （中島主任補）	（議案第５号、附番６～８の３件について、 調査書に基づき報告第５号を含めて説明） 以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と 認められることから、帯広市長に対し、同機構による買入協議を 行うよう要請するものです。
議　　長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは

	農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
（委員）	（なし）
議長	ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局 （清水係長）	（事務局から連絡事項の説明）
議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
（委員）	（なし）
議長	以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
事務局長	ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議　長　吉田利彰　印

署名委員　増地孝昇　印

署名委員　中村光洋　印